

第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画 骨子（案）

資料3-1

① 「第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の施策体系							見直しの視点				④「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の施策体系（案）						
基本理念		はばたけ 未来へ 豊川っ子！					②国の動きなど	③第2期計画の進捗状況、調査結果 及び国の動き等から見た主な課題	基本理念		はばたけ 未来へ 豊川っ子！						
基本目標		施策の推進		若者	貧困	次世代			子育て	基本目標		施策の推進		若者	貧困	次世代	子育て
1 家庭や地域における子育て支援の充実	1－1 地域における子育て支援サービスの充実 (例：放課後児童クラブ事業)					●	●	○改正児童福祉法の施行（令和6年4月1日～） ○こども基本法施行（令和5年4月1日） ○こども未来戦略・こども大綱が閣議決定（令和5年12月22日） ○改正子ども・子育て支援法の施行(令和6年10月1日～) こども大綱に示された重要事項等 「こどもまんなか社会」（すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）を目指す方針が示される。 1 ライフステージを通じた重要事項 (1)こども・若者が権利の主体であること の社会全体での共有等 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4)こどもの貧困対策 (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援 (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 2 ライフステージ別の重要事項 (1)こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 (2)学童期・思春期 ・こどもが安心して過ごすことのできる居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 (3)青年期 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)地域子育て支援、家庭教育支援 (3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4)ひとり親家庭への支援 4 こども施策を推進するために必要な事項 (1)こども・若者の社会参画・意見反映 (2)こども施策の共通の基盤となる取組	○課題 ①こどもまんなか社会づくりの意識醸成 ・「すべてのこども・若者が心も体も幸せに生活できる社会」をつくるために、こども・若者が権利の主体であることを社会全体での共有等、意識を醸成するための周知・啓発が必要。 ②相談窓口の拡充 ・子育てに関する相談は、親族や友人、保育士といった身近な人々が中心となっている。親族だけでなく、地域社会における相談窓口を増やし、気軽に相談できる環境を整えることが必要。 ③地域子ども・子育て支援事業の普及 ・子育て支援センターや集いの広場の利用率が低い が、今後の利用を検討している家庭は増えている。地域子育て支援事業をより多くの家庭が利用できるように普及啓発していくことが必要。 ④幼児教育・保育サービスの充実 ・父母がともに仕事をしながら、子育ても行っていく意識が強くなっており、父親がフルタイムで働く割合が高水準で推移しているにも関わらず、母親の社会参加が増加傾向にあることから、保育所等の利用に係るニーズが高く、保育サービスの充実が必要。 ⑤放課後児童クラブの整備 ・放課後に過ごさせたい場所として、放課後児童クラブの割合が前回調査に比べて高くなっている。また、母親の社会参加が増加傾向にあることから、さらなる放課後児童クラブのニーズの増加が想定され、学童保育の受け皿の確保に向けたニーズを正確に把握していくことが必要。 ⑥柔軟な就労体制や育児休業取得にかかる啓発 ・母親の約4分の1がフルタイムで働いており、父親の就労率はさらに高い。また、育児休業の取得率は母親、父親ともに増加しており、母親は復帰時に保育所入所に合わせる傾向があることから、子育てをしやすい環境整備に係る周知・啓発を実施。 ⑦経済的支援の充実 ・全世帯の約4分の1を占めている、世帯年収600万円未満の世帯において、現在の暮らしの状況について「苦しい」と感じており、また、就学時等における費用の負担が大きくなることから、児童手当の拡充等、経済的負担の軽減を図ることが必要。	1 「こどもまんなか社会」づくりを推進する	(1)「こどもまんなか社会」の推進 (現行2－2、3－1，2，3) (課題①、⑦) (例：こどもの意見反映など)				●	●	
	1－2 幼児教育・保育サービスの充実 (例：保育所等の充実)					●	●		2 安心してこどもを生ま育てることができる環境をつくる	(1) こどもと母親の健康の確保 (現行2－1) (例：妊婦健康診査事業)				●	●		
	1－3 児童の健全育成 (例：児童館事業)						●			3 児童・青少年の健全育成及び若者への支援を行う	(2) 幼児教育・保育サービスの充実 (現行1－2の一部) (課題④) (例：保育所等の充実)				●	●	●
	1－4 配慮等が必要な家庭や子どもへの支援 (例：ひとり親家庭等の自立支援)				●	●	●		(1) 児童・青少年の健全育成 (現行1－1の一部、1－3) (課題⑤) (例：放課後児童クラブ事業)		●			●	●	●	
2 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援体制づくり	2－1 子どもと母親の健康の確保 (例：妊婦健康診査事業)					●	●	●	●	(2) 若者への支援 (課題②) (例：子ども・若者支援地域協議会の開催)						●	
	2－2 「食育」の推進 (例：食育啓発事業)					●	●				(1) こどもの貧困対策 (現行1－2及び1－4の一部) (例：ひとり親家庭等の自立支援)		●			●	
	2－3 気軽に相談できる支援体制づくり (例：子ども・子育て相談事業)	●				●	●			(2) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (例：児童発達相談事業)	●		●	●	●		
3 子どもの育ちを支える環境の整備	3－1 次代の親の育成 (例：ふれあい体験の実施)					●		●	●	(3) 虐待の防止及び対策の実施とヤングケアラーへの支援 (現行1－4の一部) (例：要保護児童地域対策協議会の実施)	●		●	●			
	3－2 家庭や地域の教育力の向上 (例：子育てサポーターの養成)					●				(1) 子育て支援サービスの充実・環境整備 (現行1－1、1－3及び2－3の一部) (課題②、③) (例：地域子育て支援拠点事業)				●	●	●	
	3－3 子育てにやさしいまちづくりの推進 (例：赤ちゃんの駅事業)					●	●			(2) 仕事と子育ての両立の推進 (現行4－1) (課題⑥) (例：ワーク・ライフ・バランスに関する推進・啓発)	●		●	●	●		
4 仕事と子育ての両立の推進	4－1 ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (例：ワーク・ライフ・バランスに関する推進・啓発)					●	●							●	●	●	